

## 国際日本文化研究センター外国人来訪研究員受入要項

(平成16年4月8日制定)

### 1 趣旨

この要項は、人間文化研究機構外来研究員規程（平成16年11月15日制定）第2条第8号に規定するその他機関において定める研究員及び研究者のうち、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）に日本文化研究のため来所する外国人研究者（以下「外国人来訪研究員」という。）の受入れに関し、必要な事項を定める。

### 2 受入資格

外国人来訪研究員として受け入れることのできる者は、大学共同利用機関の長等の選考基準（昭和52年5月2日文部大臣裁定）に規定するセンターの教授、准教授又は助教となる資格を有する者と同等以上の学識を有する者とする。

### 3 申請

外国人来訪研究員を受け入れようとする教員は、別記様式による申請書に履歴書、業績一覧及び推薦状（以下「申請書等」という。）を添えて、研究助成機関等への申請の1ヵ月前までに、研究調整主幹を経由して、所長に届け出なければならない。

研究調整主幹は、申請書等を受理した場合は、研究協力委員会に予備審査を付託するものとする。

### 4 受入承認

所長は前項の申請があった場合、国際日本文化研究センターセンター会議の議を経て、センターの研究の進展に寄与するとともに、日本文化研究の分野における国際協力に資すると認められる場合に限り、その受入れを承認するものとする。

### 5 受入期間

外国人来訪研究員の受入期間は、原則として1年以内とする。ただし、研究状況によっては、所長は研究調整主幹の意見を聴いて1年を限度として期間の延長を認めることができる。

### 6 受入れの取消し

外国人来訪研究員が次の各号のいずれかに該当する場合には、所長は受入れを取り消すことができる。

- (1) 受入期間中に健康その他の理由により受入れの取消しを申し出た場合
- (2) センターの規則その他の遵守事項に違反したと認められる場合
- (3) その他研究に従事することが適当でないと認められる場合

### 7 報告書の提出

外国人来訪研究員は、研究期間が終了した場合は、研究報告書を所長に提出しなければならない。

8 施設設備等の利用

外国人来訪研究員は、センター内の施設、設備、文献資料等をそれぞれの責任者の許可を得て、利用することができる。

9 その他

この要項に定めるもののほか、外国人来訪研究員の受入れに関し必要な事項は、所長が別に定める。

**附 則**

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

別記様式（3関係）

年 月 日

外国人来訪研究員受入申請書

国際日本文化研究センター所長 殿

申請者 職 名  
氏 名 印

下記の者を外国人来訪研究員として、受け入れてくださるようよろしくお願いいたします。

記

氏 名 (Full Name) (カタカナ)	
国 籍	
所属機関名 職 名	
受入希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日
研究課題名	
研究の内容	
指導教員	
備 考	